

## 浜松市職員衛生委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市職員安全衛生規程（昭和48年浜松市訓令甲第13号）第28条の規定に基づき、浜松市職員衛生委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (意見の聴取)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

### 附 則

この要綱は、昭和56年3月20日から施行する。